

## 八王子市保育施設等原油価格・物価高騰対策補助金（給食材料費分）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰の影響により、給食材料費が高騰する中、保育施設等において利用者の負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食を提供できるよう支援するため、八王子市（以下「市」という。）が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、「補助金等の交付の手續等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （1）保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する施設のうち地方公共団体以外の者が運営する施設をいう。（ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に規定する認定こども園の認定を受けた施設を除く。）

#### （2）認定こども園

認定こども園法第2条第6項に規定する施設をいう。

#### （3）地域型保育事業

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の市町村による確認を受けた次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

#### （4）認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）2(1)に規定する施設をいう。

#### （5）幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設をいう。（ただし、認定こども園法第3条第1項及び第3項に規定する認定こども園の認定を受けた施設を除く。）

(補助対象者)

- 第3条 この補助金の交付の対象となる者は、市の区域内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、幼稚園（以下「保育施設等」という）を運営する法人又は個人で、児童に給食を提供しており、かつ、令和5年度（2023年度）において、物価高騰に伴う給食費の値上げを行っていない者とする。
- 2 前項の規定に関わらず、国や他の地方公共団体、市が実施するこの補助金に相当する金銭の交付を受ける者は対象外とする。

(交付額の算出方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める補助基準額に、各月初日における在籍児童数を乗じて得た額の合計額とする。
- 2 外部搬入又は外部委託により給食を提供している施設（自園で給食材料を購入していない施設）については、前項により算出した額と物価高騰に伴う契約変更額など対象経費の実支出額を比較し、いずれか低いほうの額とする。

(補助金の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める期日までに、保育施設等原油価格・物価高騰対策補助金（給食材料費分）交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 規則第6条に規定する申請に際し添付すべき書類のうち、事業計画書、予算書及び収支計画書については、この補助金の目的に鑑み省略できるものとする。

(申請時期)

- 第6条 補助金の申請は、次の各号に掲げる期日までに行わなければならない。ただし、第4条第2項に該当する施設については、令和5年度（2023年度）4月分から同年度9月分まで（以下「上半期分」という。）について令和5年度（2023年度）10月分から同年度3月分まで（以下「下半期分」という。）と一括して申請することができる。
- (1) 上半期分 令和5年（2023年）10月15日
- (2) 下半期分 令和6年（2024年）3月31日

(交付決定通知)

- 第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、その旨を、保育施設等原油価格・物価高騰対策補助金（給食材料費分）交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 申請者は、令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの期間において、原油価格・物価高騰に伴う給食材料費の値上げの影響を利用者に転嫁しないこと。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、決定後速やかに交付するものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めるときは、この限りではない。

(決定の取消し)

第10条 市長は規則第15条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を命じるものとする。  
2 市長は前項の規定により取消し等を決定したときは、申請者に対し、その旨を、保育施設等原油価格・物価高騰対策補助金(給食材料費分)決定取消・変更通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補則)

第11条 市長は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を別に定めることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和5年(2023年)9月1日から施行し、令和5年(2023年)4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年(2024年)3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表

1 補助基準額※	2 補助対象経費	3 補助率
在籍児童1人当たり 月額398円	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの期間における児童の給食材料費のうち物価高騰に伴う事業者負担分	10/10

※ 交付額の算出に用いる在籍児童数は、各月初日の在籍児童数とする。